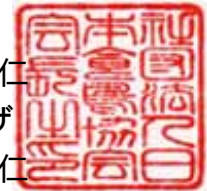


日鳥協発第18-216号  
平成19年1月30日

関係各位様

(社)日本食鳥協会  
会長 芳賀 仁  
高病原性鳥インフルエンザ  
関係対策本部長 芳賀 仁



国内における高病原性鳥インフルエンザが  
疑われる事例の発生等に係るお知らせ

本日、宮崎県児湯郡新富町の採卵鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生が確認されましたので、お知らせします。

なお、岡山県の発生農場において分離されたウィルスの病性判定試験を行ったところ、強毒タイプのウィルスであることが判明した旨、プレスリリースがあったのでお知らせ致します。

別紙 プレスリリース

別紙1 国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

別紙2 岡山県で分離されたH5亜型のA型インフルエンザウィルスにおける病原性判定試験の結果について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

## 国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について、その概要をお知らせします。

### 1. 事例の概要

所在地: 宮崎県児湯郡新富町(移動制限区域外)

飼養状況: 約93,000羽(採卵鶏)

### 2. これまでの経過

本日(1月30日)、宮崎県庁から農林水産省に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例(1月30日 23羽死亡)の連絡があり、現在、現地においてウイルス分離等の病性鑑定を実施しているところです。

### 3. 今後の対応

- (1) 緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、農林水産省及び宮崎県は以下の対応を実施することといたしました。

家畜伝染病予防法に基づく当該農場の飼養家さんの隔離

周辺農場に対する移動自粛の要請

当該農場周辺の家さん飼養農場の状況等についての早急な把握

- (2) 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、飼養家さんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な防疫措置をとることとしています。

移動の制限: 鶏等の家さん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径10km以内の区域で実施

こうした措置は、他の養鶏農場に本病が広がることを防止するためのものです。

### 【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

### 問い合わせ先

農林水産省消費・安全局

TEL : 03-3502-8111 (代表)

担当 : 動物衛生課 山口 (内線 3202)

03-3502-0767 (直通)

当資料のホームページ掲載先 URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

平成19年1月30日  
農 林 水 産 省

岡山県で分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおける  
病原性判定試験の結果について

1 病原性判定試験の結果

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(動物衛生研究所)において、岡山県の発生農場の飼養鶏より採取したサンプルから分離された、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの病原性判定試験を行ったところ、強毒タイプのウイルスであることが判明した。

なお、NA亜型判定試験は同研究所において実施中である。

2 今後の対応

動物衛生研究所において引き続き当該ウイルスの遺伝子解析を行い、結果について家きん疾病小委員会で検討する。

(参考)

病原性判定試験とは：

国際獣疫事務局(OIE)マニュアルに準拠して、分離されたウイルスを4～8週齢の鶏8羽に接種し、10日間経過観察を行い、10日以内に6羽以上死亡した場合を強毒タイプのウイルスと判定する。

なお、今回は1月29日に鶏8羽に接種し、30日に結果判定(全て死亡)。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局

電 話：03-3502-8111 (代表)

担当者：動物衛生課 山口 (内線 3202)

03-3502-0767 (直通)

当資料のホームページ掲載先 URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>